

令和2年4月16日

保護者各位

関市長 尾 関 健 治

新型コロナウイルス感染症防止にかかる保育所の登園自粛要請について

標記のことにつきましては、岐阜県非常事態宣言が発令中でございますが、関市内での感染者が拡大していない状況や対応の長期化を考慮し、市内の保育園におきましては引き続き開園とする判断をしております。

保護者の皆様におかれましては、子どもさんの感染を心配する声も多数聞いているところですが、現時点では登園自粛の強い要請とし、保育園を長期間お休みされた場合は、保育料・給食費を減額・免除します。

今後、市内で感染が著しく拡大している場合などには、臨時休園を検討いたします。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

◆登園についての考え方

保護者の皆様から「利用確認書」（登園または自粛）を各保育園へご提出していただきます。

感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者様は、園児の登園を控えるよう強く要請します。

◆利用確認期間について

始めは4月13日～5月2日までの間とし、非常事態の継続や感染の状況によっては、半月ごとに利用確認をいたします。

◆保護者の休暇取得について

今回の登園自粛要請によって職場（事業所）での休暇を取得される際に、職場への証明書（市長名）の提出が必要な場合は、各保育園で交付いたします。

なお、事業者向け助成金は、原則休園でも強い自粛要請でも同じように対象となります。

【参考（事業者向け） 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（厚生労働省・都道府県労働局） 抜粋】

令和2年4月1日～6月30日の間、新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等（幼稚園、保育所など）に通う子どもの世話をを行うことが必要となった保護者に対し、有給の休暇を取得させた事業主への助成金。

臨時休業等とは、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ（学童保育）、保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合が対象となる。

（裏面へ）

◆保育料、給食費の減額・免除について

保育料は、ひと月登園の場合は全額徴収、半月登園の場合は半額徴収、ひと月登園しない場合は徴収しないこととします。ただし、令和2年4月分については、登園自粛は25分の10の額（4月1日から12日の保育料基準額）の徴収とします。（4月13日分にさかのぼって適用、ただし飛び飛びで登園する場合は全額徴収とします。）

給食費も同様に、ひと月提供の場合は全額徴収、半月提供の場合は半額徴収、ひと月提供しない場合は徴収しないこととします。ただし、令和2年4月分については、登園自粛は半額の徴収とします。

なお、今回の措置は、新型コロナウイルス感染症防止にかかる対応のみとし、通常の場合には適用しないものとします。

◇今回の保育所登園自粛要請に伴うQ&A◇

ご参考にしてください。

Q1 4月13日から15日の期間に登園しているが、今回のお知らせにより登園自粛しようと思っている。その場合、4月分の保育料は全額徴収されることになるか。

A1 今回、保育利用確認書を「登園を自粛します」で提出された世帯につきましては、免除期間を4月13日にさかのぼって適用しますので、4月分の保育料は25分の10（10/25）の額となります。

Q2 保育利用確認書を「登園を自粛します」で提出したが、自粛期間中にやむを得ない理由で子どもを1日預けたい場合はどうすればよいか。

A2 一時保育と同等の対応を考えておりますので、保育園にご相談ください。

Q3 仕事が休みの日は子どもと家庭で一緒に過ごしたいので、飛び飛びで保育園に登園したいが、全額徴収となってしまうのか。

A3 申し訳ありませんが、全額徴収をお願いします。

ただし、週1回の登園希望というような回数に限られる場合は、「登園を自粛します」とし、一時保育と同等の対応とさせていただくことも考えられますので、保育園にご相談ください。

◎照会先

関市子ども家庭課 山中、小川

電話 0575-23-8965